

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
閉・無期限	
平成20年11月27日から 平成30年11月26日まで	

10年保存

基監発第1127002号
平成20年11月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

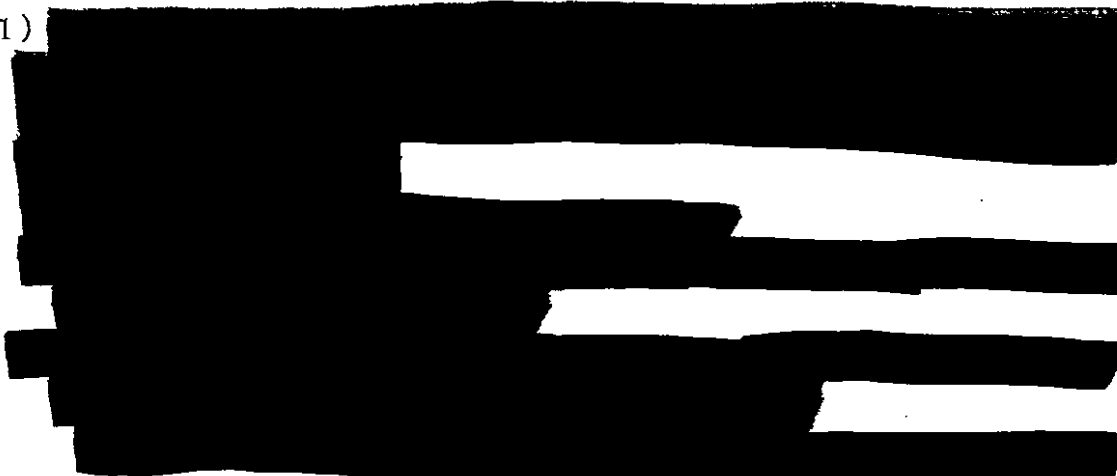
インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保のための
出入国管理機関との相互通報制度の運用について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れられたインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（以下「インドネシア人看護師等」という。）の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の実施については、平成20年11月27日付け基発第1127006号「インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この運用に当たっては、下記により実施されたい。

記

1 局長通達記の1の「通報事案」について

(1)



[REDACTED]

(2) 出入国管理機関からは、同機関におけるインドネシア人看護師等の受入れ事業場に対する調査の過程で、インドネシア人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案が通報されることとなっていること。

2 局長通達記の2の「通報の方法」について

労働基準監督機関から出入国管理機関への通報は別添様式1により行うこと。また、出入国管理機関からは別添様式2により通報されることとなっていること。

3 局長通達記の3の「通報の時期」について

4 局長通達記の4の「通報事案の処理」について

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

5 その他

局長通達記の2又は4に基づき、労働基準監督署から都道府県労働局に報告する場合においては、それぞれ別添様式1又は3を用いて差し支えないこと。

その際、「労働局長」は「労働基準監督署長」に、「入国管理局（支局）長」は「労働局長」に書き換えて使用すること。

番 号
平成 年 月 日

入国管理局（支局）長 殿

労働局長

下記の事業場において、インドネシア人看護師等に係る労働基準関係法令違反が認められたので通報する。

事業場	名称	
	所在地	
	電話	()
事案の概要	違反条項	
	違反の態様	(例えば、賃金に係る違反については、未払いの対象職種、人数、未払いの期間、未払いの額など可能な限り具体的に記載する。インドネシア人看護師等の氏名は記載しない。)
備考	(監督、送致等の年月日を記入する。)	

番
平成 年 月 日
号

労働局長 殿

入国管理局（支局）長

下記の事業場において、インドネシア人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いのある事実が認められたので通報する。

事業場	名称	
	所在地	
	電話	()
インドネシア人看護師等	(インドネシア人看護師等の人数・性別等が記載される。)	
事案の概要		
備考		

番 号
平成 年 月 日

入国管理局（支局）長 殿

労働局長

平成 年 月 日付け 第 号により通報のあった件について、以下のとおり措置したので回報する。

事業場	名称	
	所在地	
措置内容	通報事案に係る違反の有無	(違反条項を記載する。)
	違反の態様	(例えば、賃金に係る違反については、未払いの人数、未払いの期間、未払いの額など可能な限り具体的に記載する。インドネシア人看護師等の氏名は記載しない。)
備考	(監督、送致等の年月日を記入する。)	

番
平成 年 月 日 号

労働局長 殿

入国管理局（支局）長

平成 年 月 日付け 第 号により通報のあった件について、以下のとおり措置したので回報する。

事業場	名称	
	所在地	
措置内容	1 事業場（受入れ機関）に対する措置 (不正行為認定等の措置の内容及び措置の日が記載される。)	
	2 インドネシア人看護師等に対する措置 (各インドネシア人看護師等の就労継続、帰国の別等が記載される。)	
備考		